

一般事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法）

（株）帝国データバンクビジネスサービス

全ての従業員がその能力を十分に発揮できるような働きやすい環境を整備するため、次世代育成支援について次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日までの3年0ヵ月間

2. 内容

目標1：令和10年3月までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間8日以上とする。

<対策>

- 令和7年 4月～ 年次有給休暇の取得状況の分析
- 令和7年 7月～ 社内検討委員会での（有給奨励日設定等の）対策案検討開始
- 令和7年 10月～ 研修等による管理職への周知
- 令和8年 1月～ 従業員への周知等、取得促進のための取組の開始

目標2：令和10年3月までに、家庭・生活環境等の変化に応じた選択肢として、在宅勤務、時短勤務、変形勤務などを活用できるように、社内啓発を行う。

<対策>

- 令和7年 4月～ 自己申告アンケートの実施により、従業員の在宅勤務可否状況や時短勤務等の希望有無を調査・把握する
- 令和7年 7月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和7年 10月～ 管理職や各職場と連携した取組の開始

以上